

# 確 認 表

会社名：	営業所名：	倉庫名：
------	-------	------

項目 番号	確 認 項 目	別添書類		
		番号	名 称	
2	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること (Q-1をマークし、2-2から2-5のうち該当するものにマークすること)			
	1	消防法第17条第1項、港湾法第40条第1項、都市計画法第29条第1項又は第2項のいずれかに該当する場合は、これら該当する規定に適合している		
	2	消防法第11条の規定に適合している		
	3	高圧ガス保安法第16条第1項又は同法17条の2第1項の規定に適合している		
	4	液化石油ガス保安法第36条第1項の規定に適合している		
	5	石油コンビナート等災害防止法第5条第1項の規定に適合している		
11	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること(この場合において、倉庫の延べ面積が150平方メートル未満であるときは、これを延べ面積が150平方メートルの倉庫とみなして、同規則第6条の規定を適用する)			
14	工作物又は土地であって、その周囲が塀、柵等の国土交通大臣の定める防護施設を持って防護されていること (以下をマークすること)			
	1	塀、柵、格子、鉄条網等の遮蔽物(1.5m以上の高さを有し、容易に破壊できない強度を有するものに限る。)が倉庫の周囲に設けられている。また、当該倉庫が水面に面している場合には、最高水面から1.5m以上の岸壁を有している		
15	国土交通大臣の定めるところにより照明装置が設けられていること(以下をマークすること)			
	1	夜間、倉庫の周囲の防護施設を中心とした半径1mの領域において、1.5mの高さの部分で2ルクス以上の水平面照度が確保されている		
16	建物の屋上を野積倉庫として用いる場合にあつては、当該屋上の床の強度が国土交通大臣の定める基準に適合しているとともに、保管する物品が屋上から落下することを防ぐ措置が講じられていること(以下をマークすること)			
	1	屋上床が3,900N/m <sup>2</sup> 以上の荷重に耐える強度を有していると認められる		
	2	周囲に防護ネットを展張する等の防護措置が講じられている(但し、荷崩れのおそれのない措置が講じられている場合にあつては、防護措置を要しない)		

以上のうち、チェック印のある確認項目について、別添書類により確認いたしました。

平成 年 月 日

印